

船橋市図書館長会議設置運営要綱

船橋市図書館長会議設置運営要綱（平成24年4月1日施行）の全部を改正する。

（設置）

第1条 船橋市西図書館並びに船橋市中央図書館、船橋市東図書館及び船橋市北図書館の相互の緊密な連携を図るとともに、船橋市図書館サービス推進計画に沿った運営を行うため、船橋市図書館長会議（以下「館長会議」という。）を置く。

（議事）

第2条 館長会議は、図書館運営方針の策定及び諸基準の作成並びに図書館相互の連携を図る上で必要な事項等について報告及び意見交換並びに協議を行う。

（組織）

第3条 館長会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 船橋市西図書館の館長及び館長を補佐する者
- (2) 船橋市中央図書館の館長
- (3) 船橋市東図書館の館長
- (4) 船橋市北図書館の館長

2 館長会議の議長は、船橋市西図書館の館長の職にある者をもって充てる。

（会議の開催等）

第4条 館長会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 館長会議は、議長が招集する。
- 3 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。
- 4 定例会は、特に理由がある場合を除き、毎月1回開催するものとし、臨時会は、必要に応じて開催するものとする。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、館長会議において関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 館長会議に関する庶務は、船橋市西図書館において処理する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。